

新消費創出促進事業補助金申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒 (-)	申請者の名称及び代表者名 電話() -
連携者の主たる事務所の所在地 〒 (-)	連携者の名称及び代表者名 電話() -

商店街コラボ創出事業に係る補助金要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者の種別	該当するものにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 商店会 <input type="checkbox"/> 地域商業ビジョン推進団体 <input type="checkbox"/> 民間事業者等 ()	
申請者の概要	設立 年 月 日 ※令和6年5月23日以前であること必須	申請に係る 構成員数 者
添付書類 (写し可)	【商店会又は地域商業ビジョン推進団体に関する書類】 <input type="checkbox"/> 定款又は会則 <input type="checkbox"/> 街区の資料（地図や地番がわかる資料）	
	【民間事業者等に関する書類】 <input type="checkbox"/> 法人登記に係る全部事項証明書又は開業届 <input type="checkbox"/> 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）や確定申告書等直近の決算や3か月以上の業績がわかる資料 <input type="checkbox"/> 会社案内等事業活動を証する書類 <input type="checkbox"/> 申請に係る商店会又は地域商業ビジョン推進団体の同意書	
	【申請事業に関する書類】 <input type="checkbox"/> 構成員名簿（第2号様式） <input type="checkbox"/> 損益計画書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 事業に係る経費の見積書又はそれに代わるもの <input type="checkbox"/> 申請者の銀行口座の通帳 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類 〔申請者と同一名義の口座で、口座の開設日、金融機関名、口座名義、口座番号が確認できるもの〕	

1 補助申請額 ※(A)は「3 事業経費」を、(B)は「4 収入」の額を御記入ください。
※(A)(B)(C)(D)は千円未満の端数は切り捨てず記載してください。

(A) 円	-	(B) 円	=	(C) 円
(C) 円	×	補助率	<input type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 2/3	= (D) 円

<補助率について>

新たな消費創出事業であって、かつ地域の課題解決につながる公益性を有するものは、補助率2/3とする。

<補助上限額>

100万円

補助申請額

(D)又は左記に記載の補助上限額のいずれか低い額

円
(千円未満切り捨て)

連絡先・書類送付先 (注) 申請者と異なる住所に書類送付を希望される場合は、御記入ください。

担当者氏名	電話番号 () -
メールアドレス	
交付決定通知等の書類送付先	住所：〒 (-) 氏名：

2 事業計画

事業名		
実施場所		
実施予定期間		契約・発注・実施から支払いまでが含まれるようにしてください。 年 月 日 から 年 月 日まで
商店街における消費の現状・課題		
現状・課題を踏まえた事業のねらいと期待される効果		この取組を連携者と実施することでどのように課題を解決できるか等について
補助申請事業	内容	事業の新規性や市場性、採算性、実現性がわかるよう、具体的に記入してください。
	実施スケジュール	
	公益性（任意）	
今後の継続性・発展性		補助終了以降、どのように取組を継続・発展させていくか等について記入してください。

3 事業経費 ※税抜き金額で記載（消費税は補助対象外です）

経費項目	支出先	税抜金額（円）
小計（a）		
補助対象外経費（b）		
支出額合計（A）	（a）－（b）	

4 収入（国、府、他の本市の補助金等の予定がある場合のみ記入）

本補助金に申請予定の事業（取組）で、重複して他の補助金を申請される場合に、補助金交付（予定）額を記入してください。**本補助金の申請内容以外の事業（取組）で他の補助金を申請されている場合は、記入不要**です。

補助金名	税抜金額（円）
収入額合計（B）	

以下のとおり申告します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

- 申請に係る構成員は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請に係る構成員は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。
- 申請に係る構成員は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 申請に係る構成員は、市税の滞納はありません。
- 申請に係る構成員は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済の場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに商店街コラボ創出事業に係る補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 申請時に提出した書類一式について、返還（コピーの送付を含む）を求めません。
- 本補助金に申請する事業は、申請する商店会や団体等全体の活性化に寄与する事業です。会員から疑義が出た場合は、求めに応じ、本事業を実施することとした機関決定に係る資料（理事会資料、議事録等）を提出します。
- 補助金の交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

申請者名
